

一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて

平成20年2月26日19建企第588号  
最終改正 令和2年10月7日2建企第390号

一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて、下記のとおりとしたので、事務手続きに遺漏のないようお願いします。

#### 記

1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に伴う一般競争入札については、入札参加者が1者のみの場合、入札を有効とする。
2. 本通知適用の時期以降に公告を行うものについては、入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを公告文に明示しないものとする。
3. 適用の時期  
平成20年3月7日以降に公告する工事から適用する。  
なお、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて（平成19年12月13日付け19建企第478号）は廃止する。  
平成21年4月1日以降に公告する工事から適用する。  
平成30年8月21日以降に公告する工事から適用する。  
令和2年11月1日以降に公告する工事及び建設関連業務委託から適用する。  
なお、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて（平成30年8月21日付け30建企第301号）は廃止する。